

# 小松島市水道部 3階直結給水施工要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、給水サービスの向上を図るため、配水管の圧力を利用して3階建て建築物へ直結給水（以下「3階直結給水」という。）する場合の、給水装置の設計及び施工に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象地域)

第2条 3階直結給水の対象地域は、小松島市水道事業給水条例(平成10年小松島市条例 第23号)第2条(1)、(2)に規定する給水区域内において、配水管の最小動水圧が0.25Mpa以上の調査データ(連続168時間測定)が得られた地域とする。ただし、3階直結給水の対象地域においても、管路の状況又は地形等の関係で必要な圧力が得られないと予測される箇所については市長が判断する。  
2 前項規定の地域の外に、市長が特別に認めたもの。

## (対象建物)

第3条 3階直結給水できる対象建物は、次の各号に規定する建物とする。  
(1) 3階建ての一戸専用住宅、店舗兼住宅、共同住宅、事務所、住宅兼共同住宅、雑居ビル等とする。  
【適用除外】  
① 毒物、劇物、薬品等の危険な化学物質を取扱い、これらを製造、加工又は貯蔵を行う工場、事業所、研究所等。  
例) クリーニング、フィルムの現像及び印刷・製版、石油等取扱い、めっき等の作業を行う施設等。  
② 一時に大量の水を使用する施設、常時一定の水圧、水量を必要とする施設、工事等により一時的に断水するときにも給水の持続を必要とする施設等。  
例) 病院、学校、ホテル、興行所等  
(2) 前号に規定する既存の3階建て建物で、受水槽方式を直結給水方式に変更するための改造工事を行う建物。

## (最高水栓高さ)

第4条 3階部分の給水水栓設置高さの限界は、原則として配水管埋設の道路面から8.5m以下(配水管から9.7m以下)とする。

## (分岐対象配水管)

第5条 分岐対象配水管は、原則として口径75mm以上の配水管とする。ただし、一戸建て専用住宅については、分岐対象配水管が口径50mmの場合であっても第2条に該当する場合に限り、3階直結給水を認める。

## (運用)

第6条 3階直結給水に関して第3条に定めるもののほか、次のとおり運用する。  
(1) 3階建て以上の建物であっても、3階までが対象建物に該当し4階以上に給水栓等を設置しない場合は、3階まで直結給水を行うことができる。  
(2) 3階建て以上の建物に対する給水は、3階までが対象建物に該当する場合に限り、3階までを直結給水とし、4階以上は貯水槽方式の併用給水を行うことができる。ただし、3階以下での両系統の併用及び両系統の給水管を連結してはならない。  
(3) 2階建て建物で、高置水槽を必要とする場合は、屋上に設置する高置水槽に直結給水することができる。(3階建て建物の屋上への直結給水は認めない。)

## (給水装置の構造及び器具)

第7条 3階直結給水を行う場合の給水装置の構造及び器具は、次のとおりとする。  
(1) 配水管から分岐する給水管の口径及びメーター口径は、25mm以上とする。  
(2) メーターの設置箇所は、原則として1階部分(地付け)に設置しなければならない。(特に車輛の通行、駐停車する位置を外すこと。)  
(3) φ25mm・φ40mmのメーターを使用する場合は、メーターの上流側に伸縮型ボール副栓付止水栓を設け、下流側には単式逆流防止装置を設けなければならない。この場合、逆流防止装置は原則としてメーター筐内に設置しなければならない。  
(4) φ50mm以上については、メーターの上流側に止水栓等を水道部の施工基準により設置し、下流側に逆流防止装置を設置しなければならない。この場合、逆流防止装置はメーター筐内若しくは単独筐内に設置しなければならない。  
(5) 3階建て一戸専用住宅へ直結給水するにあたり、2階、3階への立上がり管を個々に設置する場合は、3階層への配管に止水バルブを設置しなければならない。アパート、マンション等についても同じ扱いとする。  
(6) メーターから3階までの立上がり配管の口径は25mm以上としなければならない。  
(7) 3階層への立上がり配管は、最上部で点検が容易な場所に空気弁を設置しなければならない。

## (調査の申込)

第8条 3階直結給水を新設若しくは既存建物で、貯水槽方式から直結給水方式に変更しようとするものは、「3階直結給水調査申込書」を提出し、本市水道部の回答を得なければならない。

## (調査の回答)

第9条 市長(水道部)は、「3階直結給水調査申込書」を受理後に、申請地周辺において配水管の最小動水圧調査し、その結果を「3階直結給水調査回答書」として申請者に通知しなければならない。

## (事前協議)

第10条 3階直結給水を新設若しくは既存建物で、貯水槽方式から直結給水方式に変更しようとするものは、「給水に関する事前協議願書」を提出し、本市水道部の回答を得なければならない。

## (協議の結果)

第11条 市長(水道部)は、「給水に関する事前協議願書」を受理後に、内容の審査を行った上で給水方法等を「協議の結果」として申請者に通知しなければならない。

## (3階直結給水申請及び承諾)

第12条 3階直結給水を新設若しくは既存建物で、貯水槽方式から直結給水方式に変更しようとするものは、「給水に関する協議の結果」に基づき「給水装置工事設計書兼申込書」及び「3階直結給水の承諾書」を提出し、市長(水道部)の承認を得なければならない。

## (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。